

議案第 8 号

鶴ヶ島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市国民健康保険税条例（昭和 3 5 年条例第 1 7 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

提 案 理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額の引上げをするとともに、国民健康保険税の税率の改正等をしたいので、この案を提出するものである。

## 鶴ヶ島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市国民健康保険税条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.4」を「100分の7.3」に改める。

第5条中「21,000円」を「36,000円」に改める。

第6条中「100分の1.6」を「100分の2.4」に改める。

第6条の2中「11,000円」を「13,000円」に改める。

第7条中「100分の1.5」を「100分の2.3」に改める。

第8条中「11,000円」を「14,000円」に改める。

第19条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「14,700円」を「25,200円」に改め、同号イ中「7,700円」を「9,100円」に改め、同号ウ中「7,700円」を「9,800円」に改め、同項第2号ア中「10,500円」を「18,000円」に改め、同号イ中「5,500円」を「6,500円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「7,000円」に改め、同項第3号ア中「4,200円」を「7,200円」に改め、同号イ中「2,200円」を「2,600円」に改め、同号ウ中「2,200円」を「2,800円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,150円」を「5,400円」に改め、同号イ中「5,250円」を「9,000円」に改め、同号ウ中「8,400円」を「14,400円」に改め、同号エ中「10,500円」を「18,000円」に改め、同項第2号ア中「1,650円」を「1,950円」に改め、同号イ中「2,750円」を「3,250円」に改め、同号ウ中「4,400円」を「5,200円」に改め、同号エ中「5,500円」を「6,500円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鶴ヶ島市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。